

ぎふ労働局 通信 2024 9

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

岐阜県 最低賃金

時間額 **1,001円**

令和6年10月1日から適用!

前年比

51円UP



最低賃金額が改定されるにあたり、自社の労働者の賃金について確認しましょう。
また賃金の引上げに取り組む際に参考となる情報もご活用ください。

STEP1 確認しましょう、最低賃金！



今の給料は最低賃金を下回っていないか確認したい

最低賃金が適用される労働者は？派遣はどの地域の最低賃金になるの？

必ずチェック

最低賃金

- 使用者も
- 労働者も



詳しくはこちら



STEP2 賃金の引上げの参考情報を活用ください！

賃上げ原資の確保のため『労務費の価格転嫁交渉』に取り組みましょう

労務費の価格転嫁の交渉の際には公表資料（最低賃金の上昇率など）を用いることも可能です！

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要（抄）】

受注者として採るべき行動/求められる行動

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料**を用いること

発注者として採るべき行動/求められる行動

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠あるものとして尊重すること。**

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。**労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取り扱いをしないこと。

賃上げの取組事例や地域の平均的な賃金額を参考したい場合にはこちら

賃金引き上げ
特設ページ



賃金引き上げを実施した企業の取組み事例や、各地域における平均的な賃金額が分かる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
ぜひご活用ください！

賃金引き上げを支援する助成金等のご案内は次ページへ

賃金引上げを支援する助成金等のご案内

生産性向上のための取組を行い、賃金を引き上げる事業主の皆様へ

業務改善助成金

交付申請期限：令和6年12月27日

👉 申請期限は予算の都合上、早まる可能性があります！ 👈

今後の賃金引上げ

設備投資の実施等

最大
600万円！

助成金の支給

働き方改革推進支援助成金

交付申請期限：令和6年11月29日

成果目標の達成

設備投資の実施等

助成金の支給

主な取組・導入事例・・・

- ・ドローン（建設業）・スマートレジ（小売業）・ハンドリフト（製造業）
- ・センサー付きマット（介護業） ・勤怠管理システム

最大520万円！
+ 賃上げを行う場合最大240万円加算！

キャリア アップ 助成金



「年収の壁」対応に

社会保険適用時処遇改善コース

2024年10月から、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成します。

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
最低賃金の引上げに伴う賃上げにも活用できます。



令和6年最低賃金改定に伴う賃金引上げに活用するには、改定された最低賃金発効日の前日までに増額改定した賃金規定等の適用（賃上げ）が必要です。

育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します



令和6年1月から両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児短時間勤務を取得・利用する方の業務を代替する体制整備に対する支援を強化しています。

本コースでは、以下の3つの場合に助成金を支給します。 <すべて中小企業のみ対象>

くわしくはこちら👉

① 手当支給等（育児休業）	育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合
② 手当支給等（短時間勤務）	育児短時間勤務制度を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者に対し、手当支給等の取組を行った場合
③ 新規雇用（育児休業）	育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣受入れ含む）により確保した場合

このほか、④有期雇用労働者加算、⑤育児休業等に関する情報公表加算があり、それぞれ要件を満たした場合に①～③の助成金に支給額を加算します。

	支給額（育児休業取得者/制度利用者1名あたり）
① 手当支給等（育児休業）	以下1, 2の合計額を支給。 1. 業務体制整備経費：5万円 ※育児休業期間1か月未満の場合は2万円 2. 業務代替手当：業務代替者に支給した手当の総額の3/4 <プラチナくるみん認定事業主は4/5> ※10万円/月が助成金の上限 ※代替期間12か月分まで対象
② 手当支給等（短時間勤務）	以下1, 2の合計額を支給。 1. 業務体制整備経費：2万円 2. 業務代替手当：業務代替者に支給した手当の総額の3/4 ※3万円/月が助成金の上限 子が3歳になるまでの期間が対象（支給申請は1年ごと）
③ 新規雇用（育児休業）	「育児休業期間中に業務代替した期間」に応じて以下の額を支給 ・7日以上14日未満：9万円 ・14日以上1か月未満：13.5万円 ・1か月以上3か月未満：27万円 ・3か月以上6か月未満：45万円 ・6か月以上：67.5万円 プラチナくるみん認定事業主への割増支給あり。



・1事業主1年度につき①～③の合計で10人まで。初回の対象者が出てから5年間。
※くるみん認定・トライくるみん認定を受けている事業主は、「令和11年3月31日までに合計に50人」までとなります。